

地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充を求める意見書

第1 意見の趣旨

- 1 国は、2018年（平成30年）度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体の消費者行政に及ぼす影響を具体的に把握すべきである。
- 2 国は、2019年（平成31年）度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも2017年（平成29年）度と同水準¹で確保すべきであり、概算要求で確保できなかった交付金額について、補正予算で手当てすべきである。
- 3 国は、地方消費者行政が対応する消費生活相談が国の行う制度改革や行政規制に直結していること、及び地方支分部局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには地方公共団体が消費者行政を行う必要があることから、必要な費用について恒久的な財政措置を講じるべきである。
- 4 国は、会計年度任用職員制度等の運用開始（2020年4月）にあたり、消費生活相談員の処遇改善が行われるよう、また、安易な外部委託や人員削減が行われないよう、必要な財政措置を行うべきである。

第2 意見の理由

1 消費者被害の現状

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数をみると、2017年（平成29年）は91.9万件となっており、前年と比べ1.9万件増加し、依然として高水準で推移している。また、2017年（平成29年）の1年間の消費者被害・トラブル額は、「既支払額（信用供与を含む）」ベースで約4.9兆円²にもなっている。

特に、高齢化の進展及び情報通信技術の普及等により、高齢者の被害やインターネットトラブル等、解決困難な被害が増加している。

また、悪質事業者の活動は、その手口を複雑化・巧妙化しながら、活動範囲を高齢化の進んだ地方や過疎地域に拡大している。

さらに、FX、仮想通貨、情報商材など、次々に登場する新しい消費生活活動の展開に伴い、新たな消費者トラブルも次々に発生している。

このような状況は、今後さらに加速していくことが確実と考えられる。

2 地方消費者行政に求められている役割

国及び地方公共団体は、消費者の保護・救済を図り、国民生活の安定を図るべく、いずれも消費者政策を推進する責務を負うものであるが、前記のような

¹ 2017年（平成29年）度における地方消費者行政推進交付金の最終予算（補正予算を含む）は42億円となっている。

² 消費者庁平成30年度版「消費者白書」P67 第5節 消費者被害・トラブルの経験と被害・トラブル額の推計（2）消費者被害・トラブル額の推計

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/pdf/2018_whitepaper_all.pdf

消費者被害が発生している中、地方消費者行政の果たすべき役割は大変重要なものとなっている。

さらに、地方消費者行政が対応する消費生活相談が国の消費者行政に直結していること、及び地方支分部局を持たない消費者庁が全国的に消費者行政を展開するためには地方公共団体が消費者行政を行うことが必要不可欠であることから、地方消費者行政はその住民だけでなく、国の消費者行政推進にも大きな役割を果たしていることが分かる。地方消費者行政が衰退すると、消費生活相談情報がP I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録されない、重大事故情報の通知がなされないなどにより、国が行う消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発も進まないことになる。

また、特定商取引法・景品表示法等に基づく法執行や消費者団体・適格消費者団体の活動支援、地域の特性にあった消費者教育・啓発の実施等、国全体の消費者行政の中で地方消費者行政が担うべき役割は非常に大きいものと言える。加えて、2018年(平成30年)6月13日に成立した「民法の一部を改正する法律」による成年年齢引下げにかかり、地方消費者行政には、教育部局と密接に連携を図り若年者向けの消費者教育を更に充実させていくことも新たに求められている。

地方公共団体においては、これらの役割を果たすために必要な財源や人員（行政職員・消費生活相談員）の確保と育成が大きな課題となっている。

3 交付金の減額による地方消費者行政の後退のおそれ

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政推進交付金・地方消費者行政強化交付金等の措置によって一定の前進が図られてきた。しかしながら、今、国が後ろ向きな姿勢を見せ、地方消費者行政が後退するおそれが生まれている。

平成30年度予算から地方消費者行政に対する国の交付金が大幅に減額され、このような中、2018年(平成30年)度予算に向けては、地方から国に60億円を超える予算要求がなされた。しかし、消費者庁の2018年(平成30年)度予算の概算要求は40億円にとどまり、最終的には地方消費者行政強化交付金として、前年度の最終予算を大幅に下回る、わずか24億円が認められたのみで、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となっている。

更に、消費者庁が行った2019年(平成31年度)に向けた概算要求においては、地方消費者行政が必要とするメニューに対応する予算措置を更に減額している。

このような国の姿勢により、地方消費者行政の予算が減り、相談日数や相談員の減少、消費者団体・適格確消費者団体に対する支援の低下が更に進むおそれがある。

そして、そのことが、地方消費者行政自体の縮小につながり、ひいては、国の消費者行政の縮小につながりかねない事態になっている。

4 小規模地方公共団体と行政格差の課題

国の交付金の減額は、特に小規模な地方公共団体を多数抱える地方において、地方消費者行政の格差という問題として顕在化する恐れがある。

2017年（平成29年）度の地方消費者行政現況調査結果によれば、消費者行政予算（広義・消費者行政本課及び消費生活センター以外の部署も含めた自治体全体の消費者行政予算）のうち、自主財源のない地方公共団体は、人口2万人以上の地方公共団体では0%～6.4%であるのに対して、人口1万人以上2万人未満の地方公共団体では15.7%、人口1万人未満の地方公共団体では29.3%に跳ね上がる。すなわち、今回の交付金額の減額は、自主財源に乏しい地方の小規模な地方公共団体ほどその影響は甚大であり、特に小規模な地方公共団体における消費者行政の体制が後退し、比較的税収に余裕があり自主財源を確保しやすい都市部の地方公共団体とそうではない地方の小規模な地方公共団体との間で消費者行政の充実の程度について格差が発生・拡大していくことが想定される。

しかも、一般的に、地方の小規模な地方公共団体ほど消費者被害の被害者となりやすい高齢者の割合が多く、これらの地域で悪質事業者によるトラブルやインターネットを通じたトラブルが発生している現状に鑑みれば、このような地方消費者行政の格差の発生・拡大という問題は、高齢者の消費者被害防止という要請や、消費者庁が2018年（平成30年）度予算概算要求において掲げた「誰一人取り残されない」社会の実現に逆行するものであり、行政格差を引き起こし、社会不安につながる恐れがある。

5 会計年度任用職員制度導入と消費生活相談員に係る課題

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年度法律第29号)」が2020年4月から施行される。

総務省は、当該法律の公布後、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について(通知)」(平成29年6月28日付総務省自治行政局公務員部長通知)において、臨時・非常勤の職の設定に当たっての基本的な考え方として、民間委託の推進等による業務改革を進めること、現に存在する職を漫然と存続するのではなく適正な人員配置に努めることとしている。「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について(通知)」(平成29年8月23日付同通知)においても、簡素で効率的な行政体制の実現のため、民間委託の推進等による業務改革や適切な人員配置に努めるよう重ねて伝えている。

簡素で効率的な行政体制の実現し、効果的・効率的な行政サービスを提供していくことはもちろん必要なことである。

一方で、消費生活相談の現場で活躍している消費生活相談員については、その役割が極めて重要であり、その人材の確保と育成が大きな課題となっていることに十分な配慮が必要である。

消費生活相談員は、消費者トラブルに適切に対応していくため、多岐にわたる専門知識だけでなく、迅速かつ適切な判断力と臨機応変な対応力が求められており、長年

にわたって最前線の相談現場で経験を積むことが必要不可欠である。

地方公共団体においては、このような消費生活相談員の役割の重要性とその特質を理解した上で、消費生活相談員の人員削減や安易な業務委託を行わないことが極めて重要であり、国においては、そのようにならないよう十分な措置を図るべきである。

現在、市町村の相談員の人件費や教育研修の経費は、その多くを国の地方消費者行政交付金に依存している。さらに、財政的な理由で専門の相談員を配置していない小規模自治体も存在しており、複数市町村による広域連携等の手法を導入しながら相談員の配置を進めている状況にある。このような中で、これを支えている交付金が終了した場合には、現実問題として代替財源が存在しない自治体が大多数である。

消費生活トラブルの被害者は、相談することを躊躇する人が少なくない。また、インターネット上で「消費者被害を救済します」として、二次被害をもたらすサイトも存在し、消費者から「何を信用すれば良いのか」という声も出ている。

このような中で、身近な地元の自治体で専門の相談員による相談を受けられる体制が後退すれば、相談せずに泣き寝入りしたり、二次被害に遭ったりする消費者が今以上に増える恐れが大きい。そうなれば、当人の被害の未然防止・救済ができないだけでなく、消費者行政の推進にとっても大きな支障となる。

このような状況を鑑みれば、消費生活相談員の配置に係る経費はもちろん、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う消費生活相談員の任用について」（平成30年6月27日付消費者庁消費者教育・地方協力課長通知）において国が地方公共団体に求めている、相談員の教育研修体制の強化や処遇改善に必要な予算についても、今後とも国において措置すべきである。

6 地方消費者行政と国の責務

地方公共団体において、消費生活相談を受け相談者の被害を救済することが求められている。地方が消費者行政を行う意味は、消費生活相談を制度改正や法執行につなげるとともに、かしこい消費者を育成すること等の事業活動を適切に推進し、ひいては社会全体の安定を図ることにある。

そのためには、それぞれの地方公共団体において消費者行政が組織として確立し、配置された職員と消費生活相談員が適切な行政機能を発揮することが必要である。消費生活相談業務の外部委託はそれを妨げるものであり、あってはならないものである。

また、2018年(平成30年)6月13日に成立した「民法の一部を改正する法律」の附帯決議の中で「若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講じること」等が求められている。

国は地方公共団体に対し十分な予算措置を行うべきであり、その他にも、地方消費者行政が十分に機能するよう、必要な措置を講じるべきである。

7 結語

当会は、2017年（平成29年）7月13日「地方消費者行政の一層の充実・強化を求める意見書」を公表し、その中で、いずれも国に対し、地方消費者行政推進交付金の継続、国の恒久的な財源支援、地方消費者行政職員の増員と資質向上の為の対策を求めてきたところである。

国が、消費者基本計画（2015年（平成27年）3月24日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指した「地方消費者行政強化作戦」を推進するため、これまで交付金を通じて、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援する旨を表明しつつ、その政策目標の達成を地方公共団体へ促してきたことを踏まえ、国は、意見の趣旨記載の措置を講じるべきである。

2018年（平成30年）10月16日

熊本県弁護士会 会長 猿 渡 健 司